

令和6年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見

令和5年9月22日

さいたま市農業委員会

令和6年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見

貴職におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃から農業委員会活動に格別の御理解、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

農業を取り巻く環境は依然として、農業者の高齢化や担い手不足、遊休農地の増加、新型コロナウイルス感染症の流行による米価の下落、ウクライナ情勢の悪化による肥料や燃料などの物価高騰による生産コストの増大など、非常に厳しい状況が続いております。

農業委員会では、農業委員会の最も重要な業務に位置付けられている「農地等の利用の最適化の推進」に向け、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、活動しております。

しかしながら、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するため、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、実施する関係行政機関等の全面的な協力が不可欠であることから、令和6年度の施策展開及び所要の予算措置に、特段の御配慮を賜りますよう、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき、ここに意見を提出いたします。

令和5年9月22日

さいたま市長
清水 勇 人 様

さいたま市農業委員会
会長 西 形 知 行

令和6年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

- (1) 地域農業の実情を考慮して、効率的な農業経営が営めるよう、基盤整備による農地の大区画化や道路・用排水路等の農業環境の整備を進めること。
- (2) 担い手の発掘・確保について、JAと連携を図るとともに、農業経営の支援として、農業用機械及び農業用施設の購入経費を補助する認定農業者支援対策事業を拡充すること。
- (3) 農業法人に対して、税制面での優遇措置及び更なる助成金の拡充等を国に強く働きかけること。
- (4) 目標地図の素案を作成するにあたり、地域農業の現状把握が重要となるが、地域によって実情は様々であることから、他市の例を踏まえ、参考となる意見を提示すること。

2 遊休農地の発生防止・解消について

- (1) 遊休農地解消を支援するため、農地への回復に係る費用負担に対する補助制度や多面的機能支払交付金制度の拡充などを検討すること。

- (2) 高齢化により農業を継続できなくなった農家や農地を相続した土地持ち非農家のサポート体制を強化するため、JAと連携し相談窓口の設置や個別相談会を開催すること。
- (3) 遊休化した農地や借り手の決まっていない農地について、利用意向調査の結果、農地中間管理機構への貸し付けを希望した農地について中間管理権の設定が行われるよう関係機関へ働きかけること。

3 新規参入の促進について

- (1) 新規就農者に必要な農業用機械・施設・作業場などの調達を支援するため、共同利用、リース、譲渡がしやすい仕組みを構築するとともに、調達の費用負担に係る補助制度を強化すること。また、就農地がスムーズに見つかるよう、さいたま市農地マッチング制度をより一層PRすること。
- (2) 新規就農を希望する人に対し、自立可能なモデルケースの提示及び相談窓口の設置や支援・補助制度の積極的なPRを行うこと。併せて、ワンストップ就農相談窓口を知らない方が多いため、多くの相談希望者が集まるよう、更なる周知を図ること。また、学校等の教育現場で農業体験を交えて、農業の大切さを広く周知して将来の担い手の育成を図ること。

- (3) 農業後継者や新規就農者が安定した農業経営を図れるよう、市や J A が連携して経営を含む実践的な技術指導や研修制度並びに販路の確保を支援すること。また、新規就農者の育成に貢献している研修先の指導農家には特に手厚い支援策を講じること。

4 見沼田圃に係る要望

- (1) 見沼田圃は、台風等の降雨時に市街地への冠水を防止するため、遊水機能を有しているが、その大半は個人所有の財産であることから、遊水機能を個人の財産に依存するのではなく、河川改修や調節池を早期に整備すること。
- (2) 公有地として埼玉県が買取を行うには一定の条件が必要となるが、近年での買取実績はほとんど無く、公有地化が進んでいない状況であることから、荒廃農地化の抑制や個人の財産に依存しない遊水機能を確保するための取組として、公有地化を積極的に推進すること。
- (3) 見沼田圃は全体で約 1, 260 ヘクタールの大規模な緑地等の空間で、貴重な緑地空間として保全すべきものであるが、道路を隔てて市街化区域となる緑辺部においては、宅地化が進み、遊水機能を有していない地域もあり、合理的な土地活用が必要なことから、緑地等を保全すべき場所と宅地化して遊水機能を有していない地域を改めて見直し、見沼田圃区域の再編成について県と協議すること。

- (4) 「見沼田圃の土地利用の基準の取扱い要綱」では、「農地」、「公園」、「緑地」等の土地利用に制限があり、農家の高齢化や後継者不足とともに、近隣の市街化を踏まえ、土地利用の見直しを望む土地所有者が増加していることから、縁辺部に存する第2種農地及び第3種農地のうち、遊水機能を有していないと認識できる農地は例外的に農地転用を認めることについて県に働きかけること。

5 その他について

- (1) 農業者の所得及び生産意欲向上のため、農業交流施設などに直売所を設置し、地産地消を推進すること。
- (2) 地域の米や野菜を学校給食に積極的に取り入れ、消費拡大を図ること。
- (3) 国際情勢の変化により農業用資材、肥料、燃料等の価格が高騰しているため、農産品の生産コストを減らす補助制度を継続、強化すること。